

ウンミディア・クアドラティッラの仲間たち

－ローマ世界における女性の公的主体（public agency）とその変容

足 立 広 明*

Ummidia Quadratilla and her Female Fellows:
Women's Public Agency in the Roman World

Hiroaki ADACHI

要 旨

本稿は近年進展著しい碑文史料の解説とその研究成果に基づき、ローマ世界の女性たちが果たした都市における幅広い公的役割を明らかにし、古代世界の女性たちがただ従属的な役割に甘んじていたのではなく、公的生活に主体的に関与し、誇りをもって生きていたことを示唆しようとするものである。従来ローマ世界の女性に対しては、首都ローマで発布された法律や文学作品の史料に基づく一面的なイメージで語られてきた。公的空間からの排除と男性への従属が強調される一方、一部の富裕上層市民女性の無軌道な生活が揶揄された。しかし、近年解説されはじめた地方属州都市の女性たちは、神官や女性パトロンなどに就任することで公的役割を広範に担っていたことがわかってきた。古代末期に現れる「自立」した女性たちの活動も、それにさかのぼる元首政期におけるこうした幅広い女性たちの公的活動があったことを念頭に再考しなければならない。本稿では主にEmily A. Hemelrijkの碑文研究を参照しつつ元首政期の女性たちの公的主体（エージェンシー）と社会関与の過程を明らかにし、その後の古代末期の変容過程についても展望を与える。

キーワード：ジェンダー ローマ世界 公的主体（public agency）女性神官 女性パトロン

I はじめに

ローマ女性といえば、きらびやかな、しかし反面怠惰な遊興に耽っていた印象がつきまとう。多くはホラティウスやユウェナリスなどの過激な女性攻撃の詩に起因するのだが、より中庸を重んじる作家もこの点は共通する。五賢帝時代の著作家小プリニウスはウンミディア・クアドラティッラ（Ummidia Quadratilla）というイタリア中部カシヌム（現カッシーノ）市出身の極めて裕福な高齢女性について次のような話を書き留めている¹⁾。

彼（クアドラトゥス）は勝手気ままな祖母（ウンミディア・クアドラティッラ）と暮らして
令和3年9月24日受理 *文学研究科文化財史科学専攻 教授

いたが、彼女には謹厳かつ従順に接していた。彼女は「女性の第一人者」(principi feminae)にはふさわしくない黙劇役者の一団を有し、彼らに耽溺していた。しかし、彼らの姿をクアドラトゥスは劇場でも家でも見たことはなかったし、彼女も(彼がそうすることを)望まなかった。私は彼女がこのような言うのを聞いたことがある。彼女が私のところに孫を勉強させようと預けたときのことだが、彼女はその性に特有の怠惰な時間に置かれた女としてコマ遊びに興じ、黙劇役者たちを見るのが習わしだが、そのどちらかをするときには、彼女はいつも孫に勉強をしておけと追い払ったというのだ。(史料1)

孫の教育を著者プリニウス任せにして自分は黙劇役者と遊び惚ける金持ち女性。ローマ元首政時代の著作に共通して現れる典型的な上流「婦人」(マートローナ)像そのものである。ウンミディアは「勝手気まま」で、その地位に「ふさわしい」節度ある生活をしていないと非難されているのだが、そこからは逆に女性はより節度ある生活をおくるべきであるという男性中心のジェンダー規範が見え隠れする。

こうした女性たちが時間と金を持って余して遊興に耽っていたのは、その社会的地位に相応する公的な職務から排除されていたからだとも考えられる。帝政期ローマではついに一人の皇帝も元老院議員も女性が就任することはなかった。それどころか、女性は共和政末期までは成人しても近親男性の後見の下に入らなければならなかった²⁾。この状態を男性の負わされていた社会的義務から自由であったと肯定的に取ることもできようが、潜在的な社会的能力を発揮することができず、鬱屈した感情を遊興で紛らわせていたという読み取り方も可能である³⁾。

いずれにしても、従来の見方ではローマ女性はたとえ上流階層に属していても、その行動範囲は限られていて、社会で公的な役割を担うことはなかったという見方が一般的であった。法律や上記のプリニウス書簡のような文学史料を見る限り、そのような結論にならざるを得ない。

しかし、最近の研究状況は変わってきている。首都ローマ以外の属州各地で発見された碑文史料から、従来の想定を超える女性たちの活発な公的活動の実態が明らかになりつつあるからである。ウンミディアの場合も、プリニウス以外に彼女が故郷カシヌム市で熱心な公共事業を行っていたことを伝える二つの碑文史料がある。碑文はウンミディアについてこのように伝えている。

ガイウスの娘ウンミディア・クアドラティッラはカシヌム市民のために円形劇場と神殿を私財を投じて建てた。⁴⁾ (史料2)

ガイウスの娘ウンミディア・クアドラティッラは、父が出費し、経年劣化のため崩壊した劇場をカシヌム市民のために私財を投じて補修し、その奉納式で参事会⁵⁾と民衆、それに女性たちとともに饗宴を催した。⁶⁾ (史料3)

ウンミディアは首都ローマにも別荘は構えていたが、生活の拠点はカシヌム市にあり、そこでは後で見る多くの地方都市の女性恩恵施与者、女性保護者(パトロン)と同じく大規模な公共投資を行い、私財で円形闘技場と神殿を建設し、また劇場を補修したので町の人々に感謝され、参事

会、民衆、女性とともに饗宴を共にしたという。その姿はカネと時間を持ってあまして怠惰な時を過ごす有閑女性とは程遠い。こうした饗宴では黙劇役者もつきものであったことを考えると、彼女がこれらの役者を引き連れていたのは、単なる遊興三昧とは異なる公的意味が含まれていた可能性すらある、プリニウスは別の箇所では彼女の黙劇役者の一団が姿を現すと、劇場の観衆が拍手喝采したと伝えている⁷⁾。

また、彼女はそれに「ふさわしい」態度を取っていないにせよ、「女性の第一人者」であった。こうした「女性の第一人者」は帝国各地の都市に散在し、またそうした呼称こそ得ていなくとも女性神官、コレギア（職能組合）の女性パトロン（パトロナ）、場合によっては都市そのもののパトロナとなり、明確な意思を持ってその都市の公共事業に関与し、市民から感謝され、その功績を永続的に称えてブロンズ像や公共の場での賞賛碑文が設置された。プリニウスの視界には入ってこなくとも、彼女は故郷の町では明白な公的役割を担って仕事をしていたのである。

ローマ世界には、こうしたウンミディア・クアドラティッラの仲間たちとでも称すべき女性が数多く存在した。彼女たちの広範囲な存在とその活動は、法律と文学作品を主たる史料とする従来の研究では気づかれることは少なかった。しかし、近年碑文史料の解読が進み、これまでの法と文学、哲学などの作品から想定された首都ローマを中心とする女性像とは非常に異なった女性たちの実態が明らかになりつつある。西方ラテン語圏で女性の公的活動を伝える碑文を網羅的に集積、分析した Emily Hemelrijk によると、ウンミディアのような女性恩恵施与者は338例、女性神官やパトロナなどを含めた総数は1400件以上に上るとされている。本稿はこの Hemelrijk の研究を参考に、ローマ世界の女性たちの公的役割とその主体（エージェンシー）について現在の研究段階を広く示すことを目的とし、併せて筆者本来の研究領域である古代末期の女性たちの活動がこれによってどのように再考しうるかの展望を付言する。

第1章 Domus と Forum の重なる世界—全体的傾向

従来の研究ではローマ社会は公私の区別が厳然とした社会で、男性が公的空間である Forum（広場）、女性は私的空間である Domus（家庭）にそれぞれ属するものとされ、女性は Domus を超えて公的空間に入ることは極めて困難とされていた。だが、最近では Forum と Domus に明確な区分線を引くのは困難という考えが主流となっている。

たとえば、Kate Cooper の案をもとに Ville Vuolanto が考案した図をみてみよう（図1）。ここでは従来のような Forum と Domus の2項対立的な図式ではなく、最上段では政治的、都市的なオフィシャルな領域と家庭内部のプライベートな領域の間に、商業や地域での共同活動の広い中間領域が設定されている。二段目は公的な関心や権威がこの商業や地域の共同活動の領域まで及ぶことを示している。一方、家庭は公的規制の枠外にある。最後の三段目は、最もオフィシャルな政治/都市の領域で、ここでは公的利害が支配的であるが、それでも私的利害は排除できず、商業、地方の領域では基本的に家庭とともに私的利害が優先されることを示している。公と私は相互の領域を横断し、重なり合って相互に作用するのである。

ローマ世界では、個人の私邸は完全な私的領域ではなく、とくに奴隷や使用人などを含む上層

図1 ローマ世界における公私のエージェンシーの領域

Ville Vuolanto, Public Agency of Women in Later Roman World, 2019, p.43 により作成

| | | | | |
|------------|------------------------|--|----------------------------|--------------|
| エージェンシーの領域 | Forum (ソト) | | Domus (ウチ) | |
| | 政治 / 都市 (オフィシャル) | | 商業と地方の公共 (半オフィシャル～インフォーマル) | 家族内 (プライベート) |
| | 公的領域 (公的関心と権威により統制) | | | 公的規則の範囲外 |
| | 私的利害適用 公的利害支配的 | | 私的領域 (私的利害と権威が支配的) | |

身分の Domus は大変複合的な公的性格を持つものであった。妻は奴隷たちを含むこの Domus を管理し、またローマ社会の保護関係では有力者私邸への伺候が社会的に重要であったが、このとき Domus の長たる妻の態度や装いがその Domus の公的評価や威信に直結した。また、首都ローマでは皇帝家が公共事業や恩恵施与を独占し、それ以外の者がこれを行うことは皇帝への対抗ともみなされ危険であったが、属州都市では有力市民が継続的に市壁や神殿、劇場などの建設・補修を行っていた。こうした公共事業を行う際、当時の衛生条件では支配層維持のために必要な男性の人材が常に確保されることはなく、女性にその役割が期待される機会はしばしば訪れたし、むしろそれが常態に近く、それを契機に社会上昇を図ろうとする女性も現れた。そこで数多くの公的碑文に女性の名が刻まれることになったのである。

東方のギリシア語圏でも西方のラテン語圏でも、女性が公的な賞賛碑文に多数現れること自体は早くから知られていた。しかし、神官職を含めそれらは名目的なものとみなされるか、場合によると参事会層衰退の指標と解釈されてきた。帝政後期の都市に対する財政上の負担増大が女性や子供にまで及んだというもので、A.H.M. Jones や P.Veyne といった近年の大家もこのような見方を示している⁸⁾。

転機となったのは1996年のオランダの Riet van Bremen の研究の公刊で⁹⁾、彼女によればヘレニズム後期前2世紀以降、東方のギリシア語圏、とくに小アジアで支配階層の女性が公的生活で顕著な役割を演じるようになったという。彼女は膨大な碑文史料から女性の公職者を網羅的に分析しているが、そこでは地域差や社会的役割の相違も反映して、非常に多彩な女性公職者が言及され、それぞれの職能と相違について解説されている。たとえば、prytania, stephanophoria, demiourgia, hipparchia, gymnasiarchia, archeine, archis, archai, agonothesia, basileia, basilissa などがそれぞれであるが、ここでは紙幅の関係上名称のみリストアップするにとどめる¹⁰⁾。

ただし、Bremen のスタンスは非常に慎重なもので、著書表題が *Limits of Participation* (参加の限界) とされているように、女性の社会参加はけっして「自由」や「解放」を勝ち取ろうとしたものではなく、都市共同体支配層の支配継続戦略に組み込まれたものとして評価されている。ヘレニズム以降、少数の家系に都市支配が委ねられるような寡頭制の傾向が顕著になると、女性の登用の機会が増えていったが、それは制限付きのものであったという分析である¹¹⁾。しかし、そのなかで女性が自らの地位を上昇させ、活動範囲を広げ、彼女たちの施す公的恩恵とその見返りの賞賛碑文、壮麗な葬送儀礼の証言などから、その力がけっして名目上のもではなかったこ

とを実証してみせたことで、彼女の研究は画期的なものとなったのである。

Bremen のこの研究に触発され、これに相応する西方ラテン語圏の網羅的調査をしたのが Hemelrijk の研究 *Hidden Lives* である¹²⁾。西方では家族戦略だけではなく、女性個人の活動の側面があるとされ、また Ordo (身分) としての性差、すなわち上層・下層にかかわらず男性か女性かで区別されるジェンダー区分にも注目している。おそらくこれは研究者の注目点の相違もあるのだろう。Hemelrijk 自身は Bremen に敬意を表して自らの研究はそれを西方で補完するものと位置付けているが、この間の研究の進展によって、より女性たちの主体的な選択の道筋自体に関心が深まり、またその検証も可能になってきた結果だと考えられる。

この点で言うと、東方ギリシア語圏についても Bremen 以降すでに一定の時日が経過していることから、再度の検証が必要であろう。おそらく支配階層再生産のための補完材料としてだけでなく、その役割を越えようとする女性たちの姿が発見されてくるとの予測が可能である。また、「ヘレニズム以降」の傾向とされるものが本当にそうであったのかも検討の余地がある。彼女はギリシア語碑文のみを収集しているが、ギリシア化以前の小アジア社会との継続の側面はないのか。ペルシア帝国やヒッタイト帝国時代の女性の役割など、古典古代研究とオリエン特研究を横断した視点が必要とされよう。また、Roger S.Bagnall¹³⁾ や J. Beaucamp¹⁴⁾ などが先行して研究するように、東地中海世界では小アジアのギリシア語圏の碑文研究以外に、ローマン・エジプトのパピルス史料に基づく女性史研究もすでに膨大な蓄積がある。このようなオリエン特史との接合や同時代他地域との比較はまだこれからの課題として残っており、これらを総合する研究はいまだ現れていない。

しかし、ここでは Bremen を出発点に、そこから視野を拡大させた Hemelrijk (2015) に依拠しつつ、西方ラテン語世界の地方都市上層の女性に限定してもう少し考察を進めることにする。後で見るように、Hemelrijk の研究においても上記の Bremen に対するのと同じ欠落は指摘でき、いわゆる「ローマ化」に取り込まれていない、ラテン語の碑文に現れない女性、下層女性などは最初から視界から外れている。しかし、ローマ帝国のなかで比較の見えやすい都市上層階級の、ギリシア語やラテン語という二つの支配言語で書かれた碑文という、いわば西洋古代史の「日の当たる部分」に限定しても、なおかつ従来とは非常に異なる画像が得られるという結果は大きい。Bremen も Hemelrijk も、いずれも男性中心の歴史研究のルールに従いつつ、その限定のなかで否定できない事実を突き付けたからである。

ともあれ、Hemelrijk の研究に戻ろう。まずは全体的数量的な傾向である。「女性公職者図表」を参照されたい。表Aのシリーズでは、全体的傾向として公職者的な役割のある女性が1196例挙げられており、続けて表Bのシリーズでは女性神官220例、Cのシリーズで女性恩恵施与者が338例、Dのシリーズでは栄誉像を捧げられた女性が411例挙げられている。これは残存する碑文史料で内容が確実なものに限定されており、女性が内容に記されていても外されたもの、失われたものなどを入れるとその総数はさらに跳ね上がることになる。

全体の傾向をみると、イタリア、北アフリカ、ヒスパニアなど都市化が進展した地域、属州で多く、北辺属州では少ない。イタリアでは紀元前の事例もあるが、ほかの属州では紀元後から始まる。イタリア、ヒスパニアは2世紀がピークだが、北アフリカでは3世紀にピークが来る。こ

A：都市的役割のある女性全体の傾向

表A－1 地理的分布 Hemelrijk, p19

| | | |
|-----------------------|------|------|
| イタリア | 547 | 46% |
| アフリカ・プロコンスラリスおよびヌミディア | 299 | 25 |
| ヒスパニア・バエティカおよびタラコネンシス | 163 | 13 |
| ガリア・ナルボネンシス | 57 | 5 |
| マウレタニア | 35 | 3 |
| バルカン・ドナウ地域 | 32 | 3 |
| ヒスパニア・ルシタニア | 20 | 2 |
| ゲルマニア・スベリオル | 15 | 1 |
| ガリア・ルグドゥネンシスおよびアクイタニア | 12 | 1 |
| アルプス | 10 | 1 |
| 北西諸属州 | 6 | 0 |
| 総計 | 1196 | 100% |

A－2 地理的および年代的分布 *ibid.*, p.20

| | イタリア | 北アフリカ | ヒスパニア | ガリア | その他の属州 |
|------|------|-------|-------|-----|--------|
| 前1世紀 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 後1世紀 | 153 | 16 | 32 | 25 | 8 |
| 2世紀 | 180 | 113 | 117 | 31 | 27 |
| 3世紀 | 66 | 127 | 14 | 8 | 20 |
| 不明 | 122 | 78 | 20 | 4 | 9 |
| 総計 | 547 | 334 | 183 | 68 | 64 |

B：女性神官（伝統的なギリシア、ローマの神々に対する）

B－1 地理的分布 Hemelrijk (2015) p.52

| | | |
|-----------------------|-----|------|
| イタリア | 106 | 48% |
| アフリカ・プロコンスラリスおよびヌミディア | 83 | 38% |
| ヒスパニア・バエティカおよびタラコネンシス | 17 | 8% |
| マウレタニア | 4 | 2% |
| ガリア・ナルボネンシス | 4 | 2% |
| バルカンおよびドナウ地域 | 3 | 1% |
| ヒスパニア・ルシタニア | 2 | 1% |
| ブリタニア | 1 | 0% |
| 総計 | 220 | 100% |

※各表の表題 A～D のアルファベット区分は筆者による変更。

B-2 年代と地理的分布 ibid., p.53

| | イタリア | 北アフリカ | ヒスパニア | その他の属州 |
|------|------|-------|-------|--------|
| 前1世紀 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 後1世紀 | 35 | 2 | 3 | 2 |
| 後2世紀 | 14 | 22 | 7 | 5 |
| 後3世紀 | 12 | 6 | 5 | 1 |
| 年代不詳 | 30 | 57 | 3 | 1 |
| 総計 | 106 | 87 | 18 | 9 |

B-3 社会的地位 ibid.,54

| | | |
|---------|-----|------|
| 身分不明 | 167 | 76% |
| (解放)自由民 | 11 | 5 |
| 参事会 | 28 | 13 |
| 騎士 | 10 | 4 |
| 元老院 | 4 | 2 |
| 総計 | 220 | 100% |

C：女性の都市恩恵施与者 (Civic Benefactresses)

C-1 地理的分布 Hemelrijk, p.162

| | | |
|-----------------------|-----|------|
| イタリア | 153 | 45% |
| アフリカ・プロコンスラリスおよびヌメディア | 90 | 27 |
| ヒスパニア・バエティカおよびタラコネンシス | 52 | 16 |
| マウレタニア | 8 | 2 |
| ガリア・ナルボネンシス | 7 | 2 |
| ゲルマニア・スベリオル | 7 | 2 |
| バルカン・ドナウ地域 | 7 | 2 |
| ヒスパニア・ルシタニア | 6 | 2 |
| ガリア・アクイタニアおよびルグドゥネンシス | 4 | 1 |
| ゲルマニア・インフェリオル | 3 | 1 |
| アルプス | 1 | 0 |
| 総計 | 338 | 100% |

C-2 年代のおよび地理的分布 ibid., p.163

| | イタリア | 北アフリカ | ヒスパニア | ガリア | その他の属州 |
|------|------|-------|-------|-----|--------|
| 前1世紀 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 後1世紀 | 49 | 8 | 8 | 4 | 3 |
| 2世紀 | 57 | 34 | 40 | 4 | 7 |
| 3世紀 | 15 | 51 | 4 | 1 | 6 |
| 不明 | 22 | 5 | 6 | 2 | 2 |
| 総計 | 153 | 98 | 58 | 11 | 18 |

C-3 社会的地位 *ibid.*, p.177

| | | |
|----------|-----|------|
| 不明 | 165 | 49% |
| (解放) 自由民 | 26 | 8 |
| 参事会 | 59 | 17 |
| 騎士 | 35 | 10 |
| 元老院 | 53 | 16 |
| 総計 | 338 | 100% |

D : 女性の栄誉像 (honorific statues for women)

D-1 地理的分布 *Hemelrijk*, p.285

| | | |
|-----------------------|-----|------|
| イタリア | 189 | 46% |
| アフリカ・プロコンスラリスおよびヌミディア | 113 | 28 |
| ヒスパニア・バエティカおよびタラコネンシス | 81 | 20 |
| マウレタニア | 9 | 2 |
| ガリア・ナルボネンシス | 8 | 2 |
| ヒスパニア・ルシタニア | 5 | 1 |
| バルカン・ドナウ地域 | 2 | 1 |
| ゲルマニア・スベリオル | 2 | 1 |
| アルプス | 2 | 1 |
| 総計 | 411 | 100% |

D-2 年代的・地理的分布 *ibid.*, p.286

| | イタリア | 北アフリカ | ヒスパニア | その他の属州 |
|------|------|-------|-------|--------|
| 前1世紀 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 後1世紀 | 36 | 3 | 19 | 4 |
| 2世紀 | 90 | 44 | 55 | 8 |
| 3世紀 | 40 | 63 | 6 | 1 |
| 不明 | 20 | 12 | 7 | 0 |
| 総計 | 189 | 122 | 87 | 13 |

D-3 栄誉を与えられた女性の社会的地位 *ibid.*, p.307

| | | |
|----------|-----|------|
| 不明 | 147 | 36% |
| (解放) 自由民 | 11 | 3 |
| 参事会 | 87 | 21 |
| 騎士 | 61 | 15 |
| 元老院 | 105 | 25 |
| 総計 | 411 | 100% |

これを見ると、女性たちの公的な社会進出は、いわゆる「ローマ化」の進展と軌を一にしていることが見て取れる。ただし、言及される女性たちの在り方は、首都ローマを模倣し、当事者もロー

マ人意識を示しながらも、首都とは異なった様相を持つ。

つぎに公職者の職種別に概観してみよう。まずは女性神官である。表のB-1とB-2を見ると、全体的傾向と同じく、イタリアと北アフリカ、ヒスパニアで多く、イタリアに遅れてアフリカ、ヒスパニアで碑文が増加したことがわかる。興味深いのは表B-3で、元老院身分や騎士階層に属する者もあるものの、元老院身分出身は4例、騎士階層は10例に対して、参事会身分28例、そのほか一般市民、解放奴隷から社会上昇を遂げた事例が11例と、後述する女性恩恵施与者や像を捧げられて顕彰された女性たち（Honolands）と比べると身分はそれほど高くなかったことが判明する。これは、ほかの公共建造物と違って神殿の数はいずれの都市でも数が多く、また在地の信仰を維持する役割を担っていたことと関係する。彼女たちは在地信仰とローマの神々の融合した女神、とくにケレス、ケレス女神、ウェヌス女神に仕える者が多かった¹⁵⁾。ウェスタ女神の巫女を例外としてローマでは神官も男性が支配的であるとの通説と異なり、数多くの女神に仕える女性たちがローマ世界にはいた。女性は神官就任で社会上昇を果たせたので、とくに属州女性において重要な意味を持ちえたと考えられる。それを直に女性が一人称で証言する形の貴重な碑文史料がある。彼女はニンニア・プリミラ（Ninnia Primilla）という女性神官で、ケレスとウェヌスの二柱の女神に仕えていた。つぎにそれを引用してみよう¹⁶⁾。

私は解放奴隷の両親から生まれました。彼らは財産においては貧しかったが、精神においては高貴でした。しかしながら、マートローナ（淑女）にふさわしい注意をもって育てられたおかげで、私はあらゆる学芸を身につけることができました。（史料4）

数行とはいえ、男性作家による誇張された表現以外にほとんど直接的な女性自身の残した史料の少ない古代にあって、ego（I=私）とsum（am=be 動詞1人称現在形に相当）を用いて自らの出自を語る史料は、後にみる身分の高い女性たちの活躍を伝える史料と比べても、その貴重さは際立っている。そこには貧しい境遇の在地女性が両親の教育を通じて現地社会の代表にまで社会上昇する過程が描かれており、そのような努力目標を持ちえる社会が実現していたことが分かるのである。女性神官たちは主に女神たちに仕えたが、これと類似する皇帝礼拝担当の女性神官も多くいた。ここでは簡単に言及するにとどめるが、わが国でも蓄積のあるアウグスターレス研究に別の視覚からの展望を与える可能性がある。彼女たちは皇后崇拝を主に司り、281例報告されている¹⁷⁾。

つぎにUmmidiaもその一人である女性恩恵施与者についてみてみよう。恩恵施与者はイタリアでも前1世紀には少なく、後1世紀以降に上昇するが、これはアウグストゥスの婚姻立法以降後見人制度が形骸化し、使用できる財産が増えたからと推定される¹⁸⁾。身分は皇帝礼拝担当女性神官よりもさらに上になるが、それでも一般自由民からの上昇もある。Hemelrijkがここで重要視するのは、その連続と拡大である。女性恩恵施与者が継続・拡大して都市の伝統となることで、次の世代の女性の自信が増していくことにつながったという¹⁹⁾。

次に女性Honolands、すなわち像を捧げられた女性について一瞥する。これは女性たちのなかでもとくに身分が高く、元老院身分など非常に高い出自が多くなる。表D-3を見ると、全体411

例のうち105例が元老院身分で、騎士階層の61例、参事会層の87例よりも多く、他を引き離している。これは女性神官より平均して地位の高い女性恩恵施与者よりさらに高い指標である。しかし、ポンペイのエウマキアの例のように、必ずしも出自だけで決まるとは限らず、解放奴隷なども排除されているわけではない。要は都市への貢献度で決まる。像は実物大よりやや大きく、台座を入れると見る人を見下ろす形に作られていた。形態の選択の幅は非常に大きく、ウェヌス女神や皇后リウシアに似せた理想形もあれば、中高年の女性の姿そのものを正確に描写したもので幅広くあった。後者の場合は見る者にローマで重視された「威厳」“dignitas”の雰囲気を感じさせるものも多い。ここでは写真掲載はしないが、デンマークのナイ・カイスバーク博物館収蔵の Fundilia 像、アンコナ国立美術館蔵の青銅女性像、それからヘルクラネウム出土の Viciria Archaïs 像などにその実例をみることができる。

第2章 女性パトロン（パトロン）たちの世界

つぎに、じっさいに碑文の文言からウンミディアの仲間たちの世界に分け入ってみよう。まずはウンミディアと同じく都市で恩恵施与者として活躍した女性の実例である。ヒスパニア・バエティカ属州の女性ユニア・ルスティカは、その功績を次のような碑文で称えられている²⁰⁾。

ユニア・ルスティカ、デキムスの娘、カルティマ市の第一の、そして終身の女性神官である彼女は、経年劣化した公共の柱廊を補修し、浴場に土地を提供し、公共の税を肩代わりし、広場に青銅のマルススの像を建て、水浴場とクビドの像がある自身の土地に隣接して柱廊を建て、祝祭と公共の見世物を提供した後でそれらを奉納した。そして、彼女は自身とその息子ガイウス・ファビウスとユニアヌスのために、カルティマ市議会の決定に基づいて布告された像を奉納した。そして、彼女は同様に自身の費用で夫であるガイウス・ファビウス・ファビアヌスのために像を奉納した。(史料5)

ここには女性が居住する都市の高い公的職務に就き、大規模な公共事業を実際に指揮していたことが明確に書き留められている。ユニア・ルスティカはヒスパニアのカルティマ市の第一終身女性神官という高い地位を公的に承認されており、公共建造物の補修や浴場の維持、市の税収に関与し、広場を整備し、見世物を提供した。その功績は市議会で公式に認められるものとなり、彼女と彼女の息子の像が奉納されたのである。また、その活動は夫の行った恩恵施与行為に名目上付加されているようなものでなく、彼女自身が主体的に関与して行ったものであると書かれていることが重要である。「自身とその息子ガイウス・ファビウスとユニアヌスのために、カルティマ市議会の決定に基づいて布告された像を奉納した」のは父でも夫でもなく彼女自身であり、「夫であるガイウス・ファビウス・ファビアヌスのために像を奉納した」のも同様に「自分の費用で」彼女自身であった。ここには本稿の主題でもある古代女性たちの公的主体（パブリック・エージェンシー）を明確に読み取ることができよう。

彼女の場合も実質的には都市の女性パトロン（パトロナ）と見なすこともできるが、市議会や

職能組合からパトロナ称号を与えられたわけではない。しかし、女性恩恵施与者のなかには組合や議会から正式にパトロナ称号を与えられた者もいた。こうした顕著な威信を持つ女性の事例をいくつか見てみよう。アンカリア・ルペルカ（Ancharia Luperca）は、イタリア中部ウォルシニ（Volsini）市の建築家組合によって青銅のパトロン表（tabula patronatus）にその名を刻まれてその功績を称えられ、さらに市参事会堂で夫の横に青銅像が設置され、「公共の目にみえるように」その功績が称えられた。少々長くなるが史料を引用してみよう²¹⁾。

五年監督官は以下のように言葉を発する（確言する）。すなわち、いかに多大な愛と好意をもってプリンピラリスで傑出した人物であるラベリウス・ガッルスが我らのコレギアに対する行いを実践したかは、彼が長い年月の間我々に向けて示してきた恩恵行為によって確証される。我々は、それゆえ彼の妻アンカリア・ルペルカ、良き記憶のある亡きアンカリア・ケレルの娘を我らのコレギアの女性パトロン（パトロナ）として選出する。（父ケレルの）子どもたちや家族は我らの神聖なる父祖の土地で真摯で信頼のおける態度であらゆる名誉ある職務を果たしてきた。我々は彼らの名誉のゆえに、また彼女の貞潔な徳と尊ぶべき行いからも彼女を選んだ。我々はまた彼女のための青銅の像を彼女の夫、ラベリウス・ガッルスのコレギアの集会所に建てた。彼女の夫の（像）に隣接して、我々の父祖なるコレギアにも彼女のための像を建てる。意見を聞かれたとき全員一致でかくのごとく決意した。すなわち、我らの五年監督官（コレギア長官）は正しく適切にもアンカリア・ルペルカ、名誉あるマートローナで聖なる性質と行い、宗教的経験さを持ち合わせた女性を選ぶべきであると提案した。それは彼女の夫ラベリウス・ガッルス、プリンピパリスで傑出した人物でコレギアのパトロンである彼の名誉でもあり、また彼女の父で最も権威あるパトロン、故アンカリウス・ケレルの記憶によってでもある。そして、我々は彼女の青銅の像を彼女の夫ラベリウス・ガッルス（の像に）隣接して我々のコレギアの集会所に建てる。彼女の我々に対する献身と、我々の彼女に対する善意がすべて公共の目にふれる形になるからである。また、パトロン表が彼女の家（ドムス）に据え付けられることになる。（史料6）

繰り返しの多い、冗長でわかりにくい碑文であるが、アンカリアは夫や父の名声のおかげで賞賛されていることは明白である。彼女の名声はその父で「最も権威あるパトロン」アンカリウス・ケレルなしにはありえなかったであろう。これまでの研究で女性が公的に顕彰される碑文が多い事実は知られていても、このように父や夫との関連で刻まれたと解釈できる内容が書かれていると、もうそれだけで当該女性の地位は名ばかりのものとして省みられることが少なかったのである。しかし、彼女自身の女性的美德や彼女自身の組合への献身のゆえに像を奉献すると書かれている点は見逃せない。Hemelrijk によれば、パトロンの本質は個別の恩恵行為のあれこれではなく、その行為の背景にある被保護者に対する「愛」だという²²⁾。この「愛」を繋ぎとめるために被保護者は「感謝」を示す。たしかに Ancharia の碑文を見てもこの愛と感謝の個人的関係が見て取れる。彼女が「貞潔な徳と尊ぶべき行い」を為し、「名誉あるマートローナで聖なる性質と行い、宗教的経験さを持ち合わせ」、「我々に対する献身」を示したので、コレギアの集会所で夫と

並んで彼女の像を建てると決議されたのであり、それによって「我々」=コレギアの成員の彼女に対する善意が「公共の目にふれる」ことになったのである。彼らが一人の女性の功績を公的に認め、それを意図的に内外に示そうとした事実は軽視されるべきではない。

こうした女性の正式に認められた公的権威を最もよく示すのは、ウンミア・ウェアリア (Ummia Varia) という女性の事例である。彼女は小さいながら都市そのもののパトロンになった稀有な事例を提供している。イタリア中部の小都市 Peltuinum Vestinum (現サン=パウロ=デイ=ベルゥイヌム市) がそれで、同市の参事会は全員一致で、元老院身分でウェヌス・フェリクス女神の神官である彼女が、両親が常に示してきたのと同じ「愛」*affectio* を同市に継続的に示してきたのでそれに報い、パトロナとなるように決議した。これも長いが、女性が都市自体のパトロンになる貴重な事例なので、つぎに引用する²³⁾。

すべての者は最上の元老院身分(クラリッシムス)の女性でウェヌス・フェリクスの神官であるヌンミア・ウェアリアが、その両親が常に示したのと同じ愛情と善意を彼女の寛大なる恩恵の習慣とともに我々に行ってきたので、我々の地区(プラエフェクトゥーラ)の保護者(パトロナ)となるべきであると全員一致した合意でもって宣言する。すなわち、我々の許では最上のものであり、彼女にとっても大変光栄あるものとなるこの栄誉を提供することで、彼女の慈悲深さの名誉によって我々も名高くなり、安全に守られることを願って。この件について問われるならかくのごとく議決した。すなわち、会議は全員でもって最上の元老院身分の女性でウェヌス・フェリクスの神官であるヌンミア・ウェアリアが彼女の威厳の輝きに見合うよう我々の地区の保護(パトロキニウム)を申し出、また彼女の名声と並外れた慈悲深さによって我々が彼女に提供した栄誉を受け取ることを快く喜んで受け取るように、また彼女が我々と我々の国(レス・プブリカ)を個人的にでも全体としてでも彼女の家(ドムス)の保護(クリエンテーラ)の下に置くように、そしてどんなことであれ何か必要が生じたら彼女がその威信(ディグニタース)でもって権威(アウクトリタース)に仲介してくれるように願うものである。そこで彼ら(同市の参事会)は我々のこの言葉(布告)を入れた青銅のタブレットをクインクエナーリス(五年の監督官)のアウイディアクス・レステイトウトゥスとブラエシウス・ナタリスと、我々の最高身分であるヌミセヌス・クレスケンス、それにフラウィウス・プリスクスによって提供することを決議した。(史料7)

この場合も有力者である両親の存在が前提となっただけであるが、同時に彼女がその両親と同じ「愛情」と「善意」を自分たちに示し続けてきたのでその地区、すなわち同市のパトロンとすると決議している。つまり、彼女個人の行いが認識されているのである。彼女の「慈悲深さ」のゆえに彼らも高められ、守られるのであり、「彼女自身の威厳に見合う」ようパトロナに選出したのである。上記コレギアのパトロナとなったアンカリアの場合もそうであるが、ただのお飾りのために無意味で冗長な語句を書き連ねて、わざわざ公共の目に触れる場所に碑文を作成して設置することは考えにくい。彼らにとって彼女たちの自分たちへの好意「愛情」を繋ぎ留めておくことは、その組合や都市の繁栄と安定のために必要だったとみるべきであろう。すなわち、彼女たちは組

合や都市外の有力者に口を利くことができ、とくにウンミア・ウァリアは元老院身分の有力女性で、首都ローマに顔つなぎできることが期待された。ローマ社会では公式の手続きよりもパトロンによる非公式の仲介のほうがしばしば有効であったが、彼女たちはこうした女性パトロンの役割を十分に担い、各種団体や都市の生存戦略に関与していたのである。

紙幅の関係上これ以上の引用は避けるが、このような女性パトロンはほかにも数多い。Hemelrijkに従えば、都市そのもののパトロナとなった者はヌンミア・ウァリアを含め20名を数え上げることができ、それぞれ表にして詳細に検討されている²⁴⁾。また各種組合のパトロナも14名言及されている²⁵⁾。また、「慈愛」や「愛情」を構成員に注ぐということでは、パトロナ称号以外に「都市の母」(mater coloniae, mater municipalis)「組合の母」(mater collegii) が20名挙げられている²⁶⁾。これらの「母」とパトロナの相違は、パトロナが元老院身分のウンミア・ウァリアのように元から高い社会的地位を誇っていて、都市や組合がその勢威を頼ろうとした場合が多いのに対して、「母」の場合はこれと大きな社会的地位の隔たりがあり、「都市の母」の場合はそれでも参事会身分という地方エリート階層が多いのに対し、「組合の母」の場合、解放奴隷身分出身も少なくなかった点である²⁷⁾。

「母」たちは、しかし都市内部から社会上昇を遂げ、大きな役割を果たすに至った。たとえば、首都ローマの事例であるが、サルウィア・マルケリナ (Salvia Marcellina) は、医療従事者の組合と思われる「アスクレピウス (医療神) とヒュギア (同医療神の娘女神) のコレギアの母」であった。彼女は皇帝に仕える解放奴隷の妻であったが、組合に豊富な資金を提供し、男性ばかりの組合の年次総会に条件を提示して決定的な影響力を行使した²⁸⁾。

女性たちはこのほかでも社会的に大きな貢献を為していた。たとえば、都市の青少年少女たちへの奨学金 *alimenta* を提供して教育に功績のある事例や²⁹⁾、女性組合員、全員女性のコレギア *collegia cannoforarum* の事例もある³⁰⁾。さらに興味深いのは、直訳すれば「女性元老院」、地方都市なので「女性参事会」(Curia mulierum) とでも訳すべきものがラヌウィウム (Lanuvium) 市にあり³¹⁾、また首都でもエラガバルス帝時代には彼の母ユリア・ソアエミスが女性の元老院を開催したらしいことがヒストリア・アウグスタで示唆されている³²⁾。

エラガバルスは史料でネガティブな評価を受けており、近代の歴史家も彼の冗談めいた暴政を揶揄する誇張表現と受け取ったのか、真面目に読もうとする研究者は少なかったようであるが、Hemelrijkはそれ以前からの示唆的史料の存在から「女性元老院」もあながち冗談ではないという立場を取る³³⁾。男性のそれのように、議場と法制度で可視化されたものではなくとも、議員の妻たちの社会的ネットワークや不定期の集まりは確実に存在していたはずであり、男性たちの元老院に影響を及ぼしていたことが考えられる。元老院や参事会の役割をその構成員のみから考えるのではなく、彼らと関係を有する幅広い関係のなかで考えることは最近の研究の傾向であるようだが、その幅広い周辺部分には女性たちも含まれていたのであり、今後は彼女たちの役割を可視化していく作業が必要とされよう。

第3章 女性たちの社会関与と公的主体 (Public Agency)

以上、Hemelrijk の研究を中心に、いくつかの事例を紹介してきたにすぎないが、元首政時代のローマ世界の女性たちが、法律や男性文学者たちの建前とは別に、少なくとも属州社会においては顕著に公共の場に姿を現し、公的な役割を顕著に遂行していたことは確認した。ここでは東方は扱わなかったが、東方ギリシア語圏に関する Bremen の研究を画期として研究が進展してきたことを考えると、ローマ世界、すなわち紀元後数世紀間の地中海世界の東西全体で同様の傾向があったと確言してよいであろう。女性神官、恩恵施与者、パトロナたちは、相応する男性たちの事例より少なかったかもしれないし、本稿もローマ世界が平等な社会であったということを主張するものではない。むしろ、極めて不平等で、現代的基準からは差別的な言説にあふれ、さらに言説上だけの問題ではなく、社会規範としても家父長制が根付いていた。しかし、そのなかで女性たちはただ息をひそめて生活していたのではなく、社会のかなりの部分を動かしていたのである。ローマ世界については、女性の社会関与はあったかではなく、なぜ女性たちは社会に大きく関与できたのかがむしろ問われるべきなのである。

では、ローマ帝政初期に女性はなぜ顕著な社会進出をなしたのか。これについては、共和政末期から帝政初期への婚姻制度の変容がしばしば言及される。すなわち、共和政前期の *cum manu* 婚 (手権婚) から *sine manu* 婚 (無手権婚) への変化である。多くの女性が父の死後は *sui iuris* (自主権者) になり、形式上は男性の後見人が付くことになっていたが、次第に形骸化し、三人の子をもうけると *ius liberorum* といって後見人が免除される法律上の変化があった。Jane Gardner³⁴⁾ や Susan Treggiari³⁵⁾ らの指摘するところでは、この婚姻政策の結果、ローマ世界の女性の法的・財産的能力が増大したとされ、Hemelrijk はローマ市民権の拡大とともに属州でも同様の女性の権利拡大が進展したのだらうと推測している³⁶⁾。Antti Arjava によると、2世紀ローマ帝国の上層市民の私有地のうち30~45%は女性の所有であったとされ³⁷⁾、Hemelrijk はこの富の蓄積と法的地位向上から都市は女性を無視できないようになり、男性のように公職歴任の競争のための投資がないぶん、かえって自由に財産を使用できたのではないかと考えている。

しかし、この考え方だとアウグストゥスの政策や法律が先にあり、それに応じて社会が変化したことになる。じっさいには逆で、社会の変化が先行して、それに対応することを迫られた皇帝の政策上の意図から法律の変化が生じたとみるべきであろう。また、法律だけではなく、その他の政治的、経済的、あるいは文化的影響も含めて、ローマが地中海世界の女性たちを変えたというよりも、それぞれの地域で培われた女性たちの社会的、公的な関与の在り方が、ローマの制度のなかでラテン語の碑文を介して確認することができるようになったのが帝政初期以降の推移と見ることできる。それ以前にはそもそもローマ領でないか、征服された直後でまだ平和には程遠く、公的事業へのラテン語の賞賛碑文の慣習自体が根付いていない。統治の安定といわゆる「ローマ化」の進展とともに女性たちも姿を現すが、しかしそれは「ローマ化」で初めて姿を現したのか、それともそれ以前の在地勢力の中で確保されていた地位の別の形態での表現であったのかは今後の研究の進展に待たねばならない。

しかしながら、公刊された碑文で女性の公的機能を確認しうるものに限定し、公的オーソライ

ズのない女性は省くという禁欲的な条件設定にもかかわらず、女性たちの広汎な社会的、公的活動が後戻りできない形で実証されたことの意義は極めて大きいと言わざるを得ない。もちろん、法や文学史料と違って碑文は社会実態を表すかといえそうではない。碑文は短く、しかもその社会で賞賛しうると認められた共通する道徳的規範に依拠した定型句が繰り返されるに過ぎない。しかし、彼女たちはそこに刻まれた公的関与を確かに行っていたのであり、その背後にはそれぞれの地域で女性たちが地に足をつけて育んできた実力がうかがえるのである。とくにわが国においてはこのような碑文研究に基礎を置く帝国属州女性の社会的地位に関する研究はまったく紹介されておらず、今後の研究進発の前提としてもこうした史料・研究状況の共有は不可欠である。

現在では Bremen や Hemelrijk からさらに研究は前進し、下層の社会やそのほかの地域に研究が伸展しつつある。たとえば、V. Vuollanto は Bremen や Hemelrijk を出発点としつつ、碑文だけでなくエジプトのパピルス史料からうかがえる女性に注目している。彼女はエジプトにおける家族の財産相続・分与に関する母の強い権限はローマ法や市民権の進展以前に、社会慣習としてそれ以前から成立していたとし、女性によるその子どもたちへの後見事例をいくつか挙げている。epistropoi, frontistria, epakoloutheeria, kedestria などの名称で呼ばれるものがそれである³⁸⁾。これらの役割について定めた法令はなく、ローマ法が彼女たちの役割を促進させたことを示す史料もない。彼女たちの役割は地域社会のなかで獲得されたものとみなしうるのである。

ヘレニズム以降アラブ・イスラームの征服に至る数百年間のいわゆるローマン・エジプトの歴史については長らく研究の空白状態が続いていたが、近年では著しい進展がみられる。これはエジプトが紙以前の書誌媒体の原料となるパピルスの産地で、極めて豊富なパピルス史料を提供することによる。関心の欠如から等閑視されてきただけで、ひとたび注目され始めると、いずれの分野にも関係する膨大な史料の宝庫と化すのである。女性史に関しても同様で、フランスの Joëlle Beaucamp は初期ビザンツ時代の女性の地位について2巻からなる浩瀚で包括的な研究を上梓した。第1巻で帝国の法令に現れる女性の権利についてまとめ、第2巻でエジプトのギリシア語パピルスを用いて、法と異なる社会実態に接近しようとした³⁹⁾。彼女によれば、夫をなくした女性(寡婦)⁴⁰⁾の子どもに対する後見の権利は帝国の法令に先行するものであった。寡婦による幼児後見の権利が法令で認められるのは4世紀であるが、これをかなりさかのぼって、284年にアウレリア・アルテミスという女性が上述の kedestria として幼児の後見人となっている事例がある⁴¹⁾。彼女はさらに kedestriaと 明言されないものの、明らかに母が未成年の子どもを後見する先行事例を同じ Sakaon パピルスから挙げている⁴²⁾。

エジプトのギリシア語パピルスはファラオ時代の社会慣習を引き継ぎつつ、ヘレニズム時代以降の支配言語となったギリシア語で書かれた地方の民事行政や訴訟事例の膨大な史料を含み、そこには離婚や再婚、相続をめぐる家族成員間の争いや家産継承戦略が赤裸々に記録されている。次第にキリスト教化されていく帝国の法令と異なって、パピルスに現れる社会では頻繁に離婚や再婚が行われ、子どもを引き取る際に父と母で特段父のほうが有利ということはなかった。母親は子どもの結婚や家産継承に際しても采配をふるった。Beaucamp は娘を結婚させた母親の事例を5例、娘婿との関係を伝える事例2例、そのほかの事例を2例挙げている⁴³⁾。

筆者の手にした公刊史料から一例を挙げてみよう。297年8月5日付のオクシュリンコス・パピ

ルスで、夫を亡くした女性アウレリア・エイレーネーは、息子がギュムナシウムに通う13歳の適齢期になったのでオクシュリンコスのシュスタターと呼ばれる行政長官に12ドラクマを添えて登録を願ひ出た⁴⁴⁾。彼女は3人の子をもうけて後見人から自由となる、いわゆるアウグストゥスの婚姻立法で言う *ius liberorum* に相当する。しかし、未成年の子どもを公的に登録する際の彼女の権利は、これまで見てきたようにエジプト社会独自の以前からの慣習によるものであろう。

エジプトについてはしばしばその特殊性が強調される。しかし、パピルス史料が乏しいために記録が残っていないだけで、他地域でも同様の事象が生じていた可能性は否定できない。Vuollanto はこれに関して、イタリアの碑文史料でも女性が男性の後見人となる例として、Vettia Attica と Ulpia Athenais の例を挙げている⁴⁵⁾。Hemelrijk も今年に入って新しい史料集を出し、前回入れなかった首都ローマの事例を多数収録している⁴⁶⁾。これは彼女の今までの研究と異なって一般庶民女性に注目したことによる。首都ローマは庶民女性について現時点で圧倒的に豊富な事例を提供しており、女性たちがありとあらゆる職種に就いていたことがわかる。彼女は「ローマ世界の女性碑文研究は途上にある」と今後の可能性について示唆しているが、これは古代女性史全般について言えることである。

以上でローマ世界の女性の地に足のついた社会のなかの実力は疑いのないものとして確認できたと思われるが、ここで女性たちの「公的主体」(public agency)について簡単に展望しよう。別稿でも言及したが、エージェンシーとは簡潔に言えば個人を所属する社会に由来する要素が並列する舞台と捉える考え方である⁴⁷⁾。近代西欧の市民社会では社会から「自立」した「自由」な個人の主体が重視されてきた。しかし、その考え方では「自由のない」社会に生きる「自立していない」とされる人々は、ただ社会規範や道徳に従属するのみとされてしまう。場合によると、こうした人々を「指導」し、「解放」に導くために支配することすら正当化されてきた。このような態度がポスト・モダン、ポスト・コロニアルの思潮のなかで批判され、人間は所属する社会や文化に否応なく規定されるのだということが強調される一方、ただそれだけで終わるのでなく、選択し、社会に働きかけてそれを多様な形で変えていく可能性もまた示唆されるようになった。

エージェンシーの考えに従うなら、伝統社会に埋め込まれたかに見える人々も、常に主体的な選択を行ってきた可能性を見出せる。イスラームの復古運動に参加する女性や、ヒンズー教のカースト社会に暮らす女性もただ抑圧的な規範に従属しているだけなのではなく、主体的な選びによって社会関与したとされるのであり、近年では当該社会出身のフェミニスト研究者も育ってきて、西欧市民社会を基準とした捉え方を批判しつつ別個の視点を提供するようになってきた⁴⁸⁾。

本稿で扱う古代ローマ社会も男性を中心とする父権制的な伝統社会であり、父や夫に従属しながら慎ましく生きることが求められた。女性の美德である「慎ましき」は *pudicitia*, *castitas*, *sophrosune* などの言葉で表され、多くの史料を横断して現れる。それは法律や文学作品に限らず、本稿であつかった碑文でも同様である。本稿では写真は用いないが、碑文とともに描かれたレリーフには糸巻き車など性別分業化の女性の仕事を象徴するアイテムが定番であり、賞賛の対象となる女性が「婦徳」の優れた人物であることが強調されている。

しかしながら、ローマ社会ではこのような「慎ましき」が女性たちを家庭に閉じ込めるのではなく、その公的活動を賞賛する言説としても用いられた点が注目しうる。すでに述べてきたように、

ローマのドムスは閉じられた私的空間なのではなく、公的な役割も果たしていた。近代の産業社会と異なって、夫が遠く離れた職場へ通勤し、妻は家庭を守るといった職住のジェンダー分離した社会ではなかった。上述のように、庇護民たちの保護者邸への伺候に際しては、家長である男性の態度だけでなく、その夫人の態度もまたその家族の公的な評判や威信に大きく関係した。共和政末期から帝政初期にかけての有力な将軍や皇帝と絡む女性たちの品行の良し悪しは単なるゴシップではなく、ローマ国家の命運をも左右するものとして理解された。有力な部将アントニウスを手玉に取るエジプトの女王クレオパトラは国家の敵であり、一方彼女のせいでアントニウスから冷淡な扱いを受けたオクタウィアヌスの姉オクタウィアは慎ましい美德の体現者とされた⁴⁹⁾。皇帝となったオクタウィアヌス、アウグストゥスの妃リウィアは夫の死後、「国母」に近い賞賛を受け、帝国各地に像が立てられ、上述ポンペイのエウマキア像などもこれをモデルとするなど、女性たちの模範とされた⁵⁰⁾。しかし、リウィアが賞賛されたのはただ控えめに暮らしていたからではなく、適切な形で国政に助言を与えていたことにもよる。

現代的視点からすると性別分業を強化する「従属」のモラルを内面化しながら、女性たちはそれを積極的に用いて公的空間に現れた。これも別稿で示したが、ローマ建国神話のサビニ人の女はその好例である。ローマの男たちに略奪されたサビニ人の女性たちは、彼女たちの奪回に現れたサビニ人男性とローマ人男性の間に割って入り、今戦うと自分たちは父か夫を失うとして両者を和解させることに成功する。女性たちは父と夫への従属のモラルに忠実でありながら、逆に最大の公共の場である戦場で男たちを従わせた。この話は神話ではあるが、ローマ人には記憶さるべき「真実」であり、折に触れ想起された。たとえば、リウィウスの伝えるオッピウス法に抗議する女性たちの例がある。この法案は、ハンニバル戦争後に女性だけに課され続けていた奢侈禁止令で、この廃止を求めて女性群衆が街頭に出てデモンストレーションを繰り返した。この時大カトが女性たちと女性を家から簡単に外へ出してしまったふがない男性を激しく攻撃したが、彼への反論の根拠としてある護民官が用いたのがこのサビニ人の女の逸話であった⁵¹⁾。ローマでは女性が公に姿を現すことを容認する思想が確かに存在したのである。同じような騒ぎは第2回三頭政末期にもあり、内乱に伴う戦費を賄うための財産没収に抗議する女性の群衆が出現し、オクタウィアヌスはそれに譲歩せざるを得なかったのである⁵²⁾。

本稿であつかった碑文史料の女性たちは「抗議」せず、むしろ男性中心の既存社会の秩序を維持する役割を果たしていた。しかしながら、彼女たちもただ父や夫に従属して家を守っていたのではなく、カネと時間を持って余して遊興でうっぶん晴らしをしていたわけでもない。彼女たちは地域社会のなかに確かな居場所を定め、その地域の共同体のために立派に仕事をしていたし、その貢献に誇りを感じていたらしいことがうかがえるのである。上述の女性神官ニンニア・プリミラは貧しい解放奴隷の娘として生まれたが、両親が彼女にマートルーナにふさわしい教育を施してくれたおかげで神官にまで社会上昇した。彼女の場合、「マートルーナにふさわしい教育」は家庭の淑女となるためではなく、都市で公的奉仕を遂行するために役立てられた。アンカリア・ルベルカも、その「貞潔な徳と尊ぶべき行いから」コレギアの女性パトロンに選出されたし、ヌンミア・ウェアリアは「愛情と善意を彼女の寛大なる恩恵の習慣とともに」に示したので、都市そのものの女性パトロンに指名された。また、保護的愛情と連動して都市やコレギアの「母」の役割

が有力女性には期待された。女性と母性を直結させることは、性別分業の固定化や母親となることのできない女性への差別を喚起することから、近現代のフェミニズムでは批判の対象となってきた。しかし、古代ローマ世界の女性たちはこの概念に依りつつコレギアや都市のパトロンという、有力な公的立場を自らのものとして確保していたのである。

もちろん、史料に現れる道德規範とじっさいの女性たちを動かす動機は一致するものではない。オッピウス法に反対する女性群衆の話を伝えるリウィウスの証言は間接的史料であって、女性の声をそのまま伝えているわけではない。また、碑文史料の場合もステレオタイプ化した定型句の連なりが多く、そこに個別女性の声があるまま反映されているわけではないし、公共の目に触れることを想定したことしか書かれていない。しかし、私たちはそこで疑念とともに引き返すのではなく、史料の裂け目の向こう側に多様な女性の声のあることを想定すべきである。大カトと護民官がサビニ人の女性の神話をめぐって議論を戦わせている間にも女性群衆は街頭に繰り出し、法案廃止を実力で勝ち取ってしまった。この女性たちの抗議参加動機は男性たちの語るモラルに収斂させることはできない多様なものであっただろう。また、碑文の定型句の向こう側には、これまた多様な動機から公的事業に主体的にかかわろうとした女性たちが確実に存在していた。

碑文慣習は3世紀後半になると途切れてしまう。しかし、女性たちの社会への関与は教会の慈善活動や修道運動、巡礼に形を変えて現れる。最後にこの変容過程を展望してみよう。

第4章 古代末期における女性たちの公的主体の変容

以上概観したが、共和政末期から元首政時代のローマ世界の女性たちの評価が変わると、それ以降の時代の女性たちの歩みに対する評価も変わってくる。これまで古代末期の女性史では、「逆説的な自由」ということが言われてきた。女性たちは社会と隔絶し、一見すると不自由な初期の禁欲的修道生活に身を投じることで逆に家族からの支配を脱し、巡礼という名目で長距離移動し、貧民救済事業の名で公共投資し、宗教上の説教ということで公に思想や言論を表明することができたという考え方である。Elizabeth Clark や Joyce Salisbury が1980年代から90年代に提唱したこうした見方には今も一定の説得力がある⁵³⁾。しかし、この見方は裏返してみれば、結婚して出産し、家族とともに暮らす大多数の世俗女性は制限された自由のない生活を送っていたことを示唆している。

初期キリスト教に身を投ずる女性たちの動機にも、この世のジェンダー役割からの離脱と解放ということが言われてきた。新約聖書の多くの箇所が出産や家事育児といったこの世の継続に関係することよりも、この世の終末に備えた祈りが優先であることが説かれる⁵⁴⁾。ローマ社会でもユダヤ社会でも女性のみ厳しく責任が問われた姦通の罪についても、ヨハネ8章のように、罪人である人間ではなく神自身の裁きに委ねることが示される場合もあった。

筆者が長年研究対象としている女性使徒テクラについても同様である⁵⁵⁾。彼女を主人公とする聖書外典『パウロとテクラの行伝』⁵⁶⁾は、本稿で扱った元首政期2世紀に執筆と目されているが、そのなかで彼女は実母と婚約者を捨てて使徒パウロに従って旅に出る。このモチーフは、現世の再生産を願う「異教」社会に対する来世の救済の優越を説くキリスト教禁欲主義の作品として読

み解くことができる。テクラは家族や出身都市イコニオンを捨て、物語の第2部ではパウロからも離れ、アンティオキアの闘技場のなかで誰をも介さずキリストに誓って自らに洗礼を受け、パウロと対等な女性の側の使徒として成長していく。キリストの母として「母性」の強調されるマリアとも、アダムを誘惑、墮落させた「娼婦」性の強調されるエヴァとも異なる古代における「自立」した女性像としてフェミニスト史家の注目する所以である⁵⁷⁾。現代の研究者だけでなく、テクラは4世紀以降の古代末期の女性修道者や巡礼の模範となり⁵⁸⁾、女性信徒一般の生き方の手本ともなった。

しかし、キリスト教の拡大する以前からすでに女性たちは社会のなかで一定の地歩を確立していたとなると、抑圧からの解放、逆説的な自由といった見方は修正せざるをえない。そこで、アメリカの Susan Hylan は、テクラもまたローマ世界の女性指導者の一人であったと考えた⁵⁹⁾。『テクラ行伝』に登場するテクラの実母テオクレイアや、信仰上の母トリュファイナの威信と実力は、本稿の女性パトロンの姿と一致する。テオクレイアは夫をすでになくしていたが娘を婚約させ、総督の裁定も左右させた⁶⁰⁾。トリュファイナもまた寡婦とは明言されていないが、物語中では夫は現れず、彼女自身の判断で行動する。彼女は多くの下女を抱え、野獣刑当日までテクラの身柄を預かる公的役割を担う。そして、皇室の縁者である彼女の失神によってテクラの野獣刑は取りやめとなる⁶¹⁾。テクラ自身もまた「都市の第一人者」としてのアイデンティティを有していた⁶²⁾。しかし、彼女はその高い地位にもかかわらず慎み深い態度を保ち、最終的にはその地位を捨てるという最も謙虚な行動を示したのであるというのが Hylan の考えである⁶³⁾。

大変説得力のある考えであるが、筆者はここからもう少し先に進むべきであると考えている。もしテクラがローマ世界の潜在的なパトロンに留まるとするならば、なぜ彼女が既存の女性パトロンとは区別されて、後の古代末期の女性たちの生きる模範となりえたのか。あるいはテクラを模範とするような古代末期の禁欲修道女性たちはそれまでの元首政時代の女性たちと何が異なっていたのか。この点が Hylan の研究ではまだ明確に示されていないのである。別稿でも議論したことでもあり、詳細はそちらに譲るが、テクラはただ都市の第一人者であったのではなく、そこから神の僕へと自己を変容させていったのである。またその変容は単なる「慎ましさ」の表現ではなく、共同体や社会全体の変化に対応する自己の変容過程でもあった。

前章末尾に書いたように、3世紀後半以降碑文慣習は急速に消滅していく。このため、本稿で紹介した Bremen や Hemelrijk のような研究はそれ以降の古代末期には適用できないのである。都市自体が消滅したのではない。3世紀の一般的な「危機」と呼ばれる時代の後、4世紀は比較的安定した時代となり、東西で都市は復活してくる。西方ではその後5世紀に民族移動の波が押し寄せて再度危機が訪れるが、東地中海では7世紀のイスラームの侵入まで都市生活は維持され、農村も含めむしろ以前の時代より繁栄する地域もあった。問題は都市そのものでなく、共同体の在り方であった。

元首政時代においてすでにその予兆が現れていたが、古代地中海世界の都市共同体を結んでいた伝統と儀礼は3世紀以降急速に緩み、機能しなくなっていく。それに代わって、いずれの宗教でも天上の絶対的な神とその地上における代理人という理念を提示するようになってくる⁶⁴⁾。キリスト教に限らず、マニ教、ユダヤ教、ゾロアスター教など、いずれも4-6世紀に啓典を編纂

し、それらが並列する世界に変容していく⁶⁵⁾。伝統的な「異教」世界でも、信仰の在り方はストア哲学や新プラトン主義のように一神教的な考え方に近づいていく。そのなかで、伝統的な共同体からはじき出された個人は、各々が選び取った絶対者の前で自己のアイデンティティを確認し直さなければならなかった。

このなかで男性たちの歩みについては、比較的よくわかっている。とくに、膨大な教父関係史料もあって、キリスト教に関しては明確に追うことができる。しかし、女性についてはどうか。筆者はテクラが母や婚約者と分かれ、故郷の都市を出て、使徒パウロからも離れて、一人イエス・キリストと向き合って自らに洗礼を施す場面に、彼女の新しい生の選択が描きこまれていると見ている。この物語の執筆動機については男性作者のプロパガンダ的な意図をはじめ、さまざまな要素のあることを否定できないが、少なくとも古代末期のキリスト教女性たちが自分たちへのメッセージとして受け取っていたことは多数の史料から確認できる。

その一人として5世紀の東方宮廷の皇后エウドキアを挙げることができる⁶⁶⁾。彼女は多神教から一神教の時代へと移り変わる移行の時代を象徴する数奇な運命をたどった。400年ごろ、アテナイの哲学者レオンティオスの娘として生まれた彼女は幼名アテナイスという「異教」的な名をもち、伝統的な古典教養を身につけて育った。しかし、ちょうど二十歳のころ、父が死亡して遺産相続をめぐる争いから家をはじき出され、首都コンスタンティノーブルに向かう。ここで折からの妃選びに応じた彼女は、その美貌と知性が見初められ、キリスト教の洗礼を受けてエウドキアと名乗り、皇帝テオドシウス2世の妃となる。その後西方からやってきた女性聖人小メラニアの宮中説教に感動した彼女は本格的にキリスト教信仰に目覚め、メラニアを追って聖地エルサレムに向かい、その行く先々の都市で大規模な公共投資を行い、また首都に聖遺物を持ち帰る。

しかし、440年ごろ、彼女は皇帝側近パウリヌスとの姦通を疑われ、事実上の追放刑に処せられ、今度は僅かの供回りとともに再び東方の聖地へと向かうことになる。当地で彼女は次第に不寛容となりつつあるキリスト教帝国のなかで、「異教徒」や「ユダヤ教徒」を保護したという。

彼女はそれでもなお名目上の皇后として一定の威信を保っていたようで、1981年にイスラエルの Hammat Gader 遺跡で彼女自身の名を冠した碑文が発見された⁶⁷⁾。おそらくこの後半生の追放中の碑文とされており、彼女は自らの建設した公共浴場への賛辞を16行の詩で表現している。これは浴場のボイラーを擬人化して褒めたたえているというに過ぎない内容であるが、ホメロスの叙事詩をベースとしつつ、キリスト教やユダヤ教の要素も適時取り入れて、どの宗教に属する者が来ても快適に浴場を利用できるような配慮がみられる。ここには本稿で取り上げた女性パトロン、恩恵施与者の継承者の姿を見てとることができよう。

彼女は残っている分量では女性詩人サッフォーの三倍に上る詩を残している。そのひとつである『殉教者キュプリアヌス伝』は、「テクラの道」を歩む貞潔な少女ユースタを墮落させようとする魔術師キュプリアヌスの試みが、彼女の敬虔な祈りの力でことごとく退けられ、逆にキュプリアヌスがキリスト教に改宗するという物語である。彼は回心後熱心なキリスト教徒となり、主教にまでなって殉教する（物語の想定はキリスト教公認前の迫害時代）。

これまでエウドキアの詩作について先行研究はほとんどなかったが、2020年に至ってようやく Brian Sowers のモノグラフが現れた⁶⁸⁾。彼の見立てでは、故郷を捨てて自らが変わっていく動的

なテクラに対し、常に住まいの中で祈り、周囲を変えていくユースタの相違にエウドキアのエージェンシーが見出せる。しかし、筆者はもう一つ踏み込んで、魔術師キュプリアヌスもまたエウドキアの分身として読み込むべきだと考えている。作中人物はすべからく作者の分身であるということもあるが、テクラであるユースタは自身の理想であり、その理想に向けて「異教」的教養を持ちながら葛藤を抱えて進む自らの姿がそこに投影されていると思われるからである。物語の第2部では、キュプリアヌスがギリシアの神々の住処など世界中を巡りながら魔術師としての力を得る様子が描かれる。これは地理的には荒唐無稽なのであるが、彼女の知的精神世界として読み解くならば示唆的である。しかし、エウドキアの詩作における自己表現については、別稿を期すことにしたい。ここでは、古代末期という移行の時代において、女性たちもまた過去から受け継いだ文化を自らのものとし、それを公にすることで後世へと伝える重要な役割を果たしていたことを確認するにとどめておこう。

3世紀までの元首政期の女性たちは、一般的に理解されているように社会の陰に隠れた存在ではなかった。これまで研究が進んでこなかっただけで、女性たちは少なくとも地方の属州社会においては公的役割の一翼を担っていた。「自立」的な行動の目立つ古代末期の禁欲的修道女性たちも、こうした過去の女性たちの基盤の上に登場したのである。しかし、その活動はただ過去を継承するだけのものではなく、共同体や家族の規制を超え、女性たちの活動範囲を拡大させる側面があったことは確かであろう。そして、女性たちは古代から引き継いだ文化を自ら主体的に改変させつつ、次の時代へと手渡していったのである。

おわりに

以上見てきたように、近年の研究では、ローマ元首政時代の女性たちが無視しえない大きな地歩を獲得していたことが明らかにされつつある。膨大な碑文史料から徐々に姿を現してきたのは男性にただ従属する女性でも、社会参加できない鬱積を快楽で紛らわせる女性でもなく、地に足を付けた着実な実力を持ち、公共の場に自信をもって現れる数多くの女性たちの姿であった。

彼女たちは神官、恩恵施与者、パトロンであり、神殿や劇場、浴場を建設・補修し、人々に娯楽を提供し、人々はこれに感謝して彼女たちに碑文や像を捧げ、その功績が後代に永久に伝わるようにした。そして、その功績によりやく現代人が気づき始めたところなのである。

元首政時代に培われた女性たちの実力は、変容しつつも古代末期に新しく形成された宗教共同体に継承された。筆者の研究対象とする女性使徒のテクラや彼女を模範とする古代末期のキリスト教女性修道者も、ローマ帝政期の地中海における女性たちの歩みを抜きにはその事績を理解できない。古代末期には本稿であつかった伝統的都市共同体が緩み、新しい絶対的な神を中心とする宗教共同体が形成される時代になるが、このとき女性たちもまたどのように神と向き合い、新しい自己を選び取っていくかの決断を迫られることになる。筆者は女性使徒テクラや哲学者ヒュパティア⁶⁹⁾のほか、皇后エウドキアの歩みにその好例が示されていると考えているが、それはまた別稿の課題となる。

(本稿は2019-2021年度科学研究費基盤研究C研究課題名「古代末期地中海世界の女性と個の発見」の研究成果の一部である。また本年度第71回日本西洋古典学会大会(国際基督教大学主催オンライン開催)の口頭発表を修正した成果である。)

注

- 1) Plinius, Ep. 7. 24. 3-5. (*C. Plinii Caecili Secundi Epistularum*, ed., Goid, G.P., Eng. tr. Radice B., *Pliny: Letters and Panegyricus*, vol.1, Loeb, LCL55, Cambridge, MA, 1969, pp.534-539, esp., 536-537.) なお、本論文で用いる史料の日本語訳は、以降の碑文訳も含め、Hemelrijk 英訳などを参照しつつ、筆者自身が作成した。Cf. 國原吉之助訳『プリニウス書簡集－ローマ帝国一貴紳の生活と信条』(講談社学術文庫、1999年)、285-288頁。(なお、國原訳では「7巻14章」となっている。)
- 2) たとえば、早稲田大学ローマ法研究会 訳『ガイウス法学提要』Ⅲ、『早稲田法学』72(1), 1996年、200-218 (216) 頁: 144「権力に服している卑属のために遺言で後見人を指定することは、家父に許されていた。すなわち、男性は未成熟の場合に後見人が指定される。〈これに対して、女性はその年齢に関わりなく、さらに) 婚姻をなした場合でも後見人が指定される。なぜなら、古法学者は、女性はたとえ成熟年齢に達したとしても知力の薄弱を理由に後見に服する、と考えたからである。」
- 3) 後藤篤子「古代ローマ社会における女性たちの現実」『西洋古典学研究』LXVII、2019年、95-100頁。
- 4) CIL (*Corpus Inscriptionum Latinarum*, Berlin, 1863-) vol.10, 5183 ; (Hemelrijk, 2015, p.110).
- 5) デクリオーネース、クリアーレースなどの呼称で呼ばれる地方都市の上層市民代表の集まる意思決定機関。首都ローマの元老院に相当する属州都市の元老院と見なされた。帝国に対する租税徴収義務などを負った。本碑文該当箇所は *decurionibus=decuriones* (デクリオーネース)。
- 6) AE (*L'Année épigraphique*, Paris, 1946-) 1946, 174=AE 1992, 244 ; (Hemelrijk, 2015, p.110).
- 7) Plin. Ep. 7.24.7.
- 8) Chapot, V., *La province romaine proconsulaire d'Asie*, Paris, 1904; Jones, A.H.M., *The Greek City: from Alexander to Justinian*, Oxford, 1940, p.175 (女性は 'a more ornamental character' [よりお飾りの性格の強い] 顕職に就くようになったと書いている。) ; Magie, D., *Roman Rule in Asia Minor: to the End of the Third Century after Christ*, Princeton, 1950, p.649; Veyne, P., 'La famille et l'amour sous le Haut-Empire romain', *Annales (ESC)* 33, 1978, pp.35-63 ; Quaß, F., *Die Honoratiorenschicht in den Städten des Ostens*, Stuttgart, 1993, 325-6.
- 9) Bremen, Riet van., *The Limits of Participation: Women and Civic Life in the Greek East in the Hellenistic and Roman Period*, Amsterdam, 1996.
- 10) Ibid., pp.55-81. (個々の職の特徴と相違について詳述されている。)
- 11) 全編で貫かれているが、たとえば第8章 family strategy, pp.237-272.
- 12) Hemelrijk, Emily, *Hidden Lives, Public Personae: Women and Civic Life in the Roman West*, Princeton, 2015,
- 13) Bagnall, Roger S. and R. Cribiore, *Women's Letters from Ancient Egypt: 300BC-AD800*, Ann Arbor, 2006.
- 14) Beaucamp, Joëlle., *Le statut de la femme à Byzance (4^e-7^e siècle): I. Le droit impérial (1990), II. Les pratiques sociales* (1992), Paris.
- 15) Hemelrijk, 2015, pp.57-64.
- 16) CLE (*Carmina Latina Epigraphica*), Leipzig, 1930, 1125; (Hemelrijk, 2015, p. 60)

- 17) Hemelrijk, 2015, pp.69-82.
- 18) Ibid., pp.22-23, p.129.
- 19) Ibid., p.179.
- 20) Junia Rustica : CIL 2, 1956=ILS 5512. ヒスパニア・バエティカ属州 Cartima 1 世紀後半。(Hemelrijk, 2015, p.159, 271).
- 21) Ancharia Luperca : CIL 11, 2702 = ILS 7217. イタリア、ウォルシニ Volsini 242年。(Hemelrijk, 2015, p.233-4, 271; see Table 5.2, p.541).
- 22) Hemelrijk, 2015, pp.236-240.
- 23) Nummia Varia: CIL 9, 3429; (Hemelrijk, 2015, p.238).
- 24) Hemelrijk, 2015; Table 5. 1, Patronesses of cities, pp.536-540.
- 25) Ibid., Table 5. 2, Patronesses of collegia, pp.541-544.
- 26) Ibid., Table 5. 3, Mothers of cities, pp.545-546.
- 27) Ibid., Table 5. 4, Mothers of collegia, pp.547-551. 21名中10名が被解放自由人女性で、一名は奴隷身分であるとされている。
- 28) Salvia Marcellina; CIL 6, 10234; (Hemelrijk, 2015, pp.260-265).
- 29) CIL 10, 6328; (Hemelrijk, 2015, p.148-9). Tarracina 市でカエリア・マクリナ (Caelia Macrina) という女性が30万セステルティウスを子どもたちをサポートする施設建設に遺言で寄付し、また息子を記念して100万セステルティウスを同市に寄付した。
- 30) CIL 9, 2480; (Hemelrijk, p.185). エンニア・プリスカ (Ennia Prisca) という女性がキュベレ女神に関係する全員女性の組合によって埋葬されている。
- 31) CIL 14, 2120; (Hemelrijk, 2015, pp.206-7).
- 32) SHA (*Scriptores Historiae Augustae*) Elagabalus, 44. (Hemelrijk, p.215).
- 33) Ibid., 214-217. 大プリニウスが揶揄的ながら「女性の元老院決議」でどの宝石が価値があるか決定されたと伝えている (Plin.NH 37.85) ほか、ガリエヌス帝が女性たちを彼の会議に呼んで相談した事例 (SHA, Gallienus16.6)、それに古代末期にヒエロニムスが「女性元老院」(senatus matronarum) で毎日会議が開かれていることを批判している事例 (Hier. Ep. 43.3) などがある。(Hemelrijk, pp.216-17).
- 34) Gardner, J.F., *Women in Roman Law and Society*, London, 1986.
- 35) Treggiari, Susan, *Roman Marriage: Iusti Coniuges from the Time of Cicero to the Time of Ulpian*, Oxford, 1991.
- 36) Hemelrijk, 2015, p.24.
- 37) Arjava, A., *Women and the Law in Late Antiquity*, Oxford, 1996, pp.70-71.
- 38) Vuolanto, Ville, 'Public Agency of Women in the Later Roman World,' in : Rantala, Jussi, ed., *Gender, Memory, and Identity in the Roman World*, Amsterdam, 2019, pp.41-61, esp. p.50.
- 39) Beaucamp, op.cit.
- 40) 本稿では「未亡人」という表現を避けたが、その度に「夫を亡くして独身状態の女性」と記載する冗長さを避けるため、暫定的表現として「寡婦」を用いる。英語カタカナ表記に過ぎない「ウイドウ」は採用しなかった。
- 41) Beaucamp, *Les pratiques sociales II*, pp.172-175; P. Sakaon (=The Archive of Aurelius Sakaon ; *Papers of an Egyptian Farmer in the last Century of Theadelphia*, ed. G.M. Parássoglou, Bonn, 1978) 37,
- 42) P. Sakaon 36 (280年頃) ; 31 (280-81年) ; 37 (284年) .
- 43) Beaucamp, *II Les pratiques sociales*, p.180.
- 44) P.Oxy. (=The *Oxyrhynchus Papyri*) LXI, 4489.

- 45) Vuolanto, pp.51-2. *Vettia Attica*; CIL 6. 36526, *Ulpia Athenais*; CIL 6. 9720.
- 46) Hemelrijk, Emily, *Women and Society in the Roman World: A Sourcebook of Inscriptions from the Roman West*, Cambridge, 2021.
- 47) 足立広明「神の前に立つ「私」－女性使徒テクラの自己洗礼と自己決定」『ジェンダー史学』第14号、2018年5-20頁。
- 48) Mahmood, Saba, *Politics of Piety: The Islamic Revival and the Feminist Subject*, Princeton, 2012; Maggi, Wynn, *Our Women are Free: Gender and Ethnicity in the Hindukush*, Ann Arbor, 2001.
常田夕美子『ポスト・コロニアルを生きる－現代インドの行為主体性』(Living the Postcolonial: Women's Agency in Contemporary India) 世界思想社、2011年。
- 49) Cooper, Kate, *The Virgin and the Bride: Idealized Womanhood in Late Antiquity*, Oxford, 1996, pp.9-11.
- 50) Cooley, Alison E., "Women beyond Rome: Trend-Setters or Dedicated Followers of Fashion?" in ; Hemelrijk, E and G. Woolf, eds., *Women and the Roman City in the Laten West*, L. Hemelrijk, Leiden, 2013, pp.23-46.
- 51) Livy, Liber XXXIV I-II.
- 52) Hemelrijk, E. A., 'Women's Demonstrations in Republican Rome' in: Blok, J. and Mason, P., eds., *Sexual Asymmetry: Studies in Ancient Society*, Amsterdam, 1987, pp.217-240.
- 53) Clark, Elizabeth A., "Ascetic Renunciation and the Feminine Advancement: A Paradox of Late Ancient Christianity," *Anglican Theological Review* 63, 1981, pp.240-257.
- 54) ルカ10：38－42「マルタとマリア」（イエスを迎えた家で、自分だけ働いて妹マリアが働かないことで不平を鳴らしたマルタに対して、「必要なことはひとつだけだ」としてマリアの選択した彼の話を聞くとという行動を賞賛した事例）の例や、同じくルカ23：28－29「十字架につけられる」で十字架を背負って歩くイエスに従った女性たちにイエスが振り向いて、「エルサレムの娘たち、私のために泣くな。むしろ自分と自分の子供たちのために泣け。」「子を産めない女、生んだことのない胎、乳を飲ませたことのない乳房は幸いだという日が今にくる」などの場面に終末とジェンダーの問題をみることができよう。
- 55) 足立広明「聖テクラ伝承の起源と変容－古代末期キリスト教における女性の伝統」『西洋史学』173号、1994年、17－33頁。同「聖テクラ『奇跡譚』における女性の役割」『西洋古典学研究』44、1995年、130－139頁。同「古代キリスト教とジェンダー テクラ信仰－越境と自立の神話」（以下に掲載）栗屋利江、松本悠子編著『人の移動と文化の交差』（ジェンダー史叢書第7巻）明石書店、2011年、24－42頁。同「聖テクラ『奇跡譚』における女性の役割」『西洋古典学研究』44、1995年、130－139頁。
- 56) ATh=*Acta Pauli et Theclae*, in: Lipsius, H. A., et M. Bonnet eds., *Acta Apostolorum Apocrypha*, Leipzig, 1891.
- 57) MacDonald, D. R., *The Legend and the Apostle: the Battle for Paul in Story and Canon*, Philadelphia, 1983; Davis, Stephen, *The Cult of Saint Thecla: a Tradition of Women's Piety in Late Antiquity*, Oxford, 2001.
- 58) ヒスパニアないし南部ガリア出身の女性巡礼エゲリアなどがこれにあたる。拙稿「古代末期のキリスト教巡礼と女性」；歴史学研究会編『地中海世界史』第4巻『巡礼と民衆信仰』青木書店、1999年、63－92頁。
- 59) Hylan, Susan, *A Modest Apostle: Thecla and the History of Women in the Early Church*, Oxford, 2015.
- 60) ATh. 7, 20.
- 61) ATh. 27, 28, 36, 39.
- 62) ATh. 26.

- 63) Hylén, pp.79-81.
- 64) Brown, Peter, *The Making of Late Antiquity*, Cambridge, MA., 1978; 邦訳 ピーター・ブラウン著、足立広明訳『古代末期の形成』慶應義塾大学出版会、2006年（とくに第3章「神の友の成長」108-144頁が関係する）。
- 65) Hervé Inglebert, "Introduction: Late Antique Conceptions of Late Antiquity," OHLA (=The Oxford Handbook of the Late Antiquity), pp.3-28; Garth Fowden, *Empire to Commonwealth: Consequences of Monotheism in Late Antiquity*, Princeton, 1993.
- 66) 以下の概観は基本的に次の書による。Sowers, Brian P. *In Her Own Words: The Life and Poetry of Aelia Eudocia*, Cambridge, MA, 2020; Holum, Kenneth, *Theodosian Empresses: Women and Imperial Dominion in Late Antiquity*, Berkeley, 1982.
- 67) Hirschfeld, Y., and G. Solar, "The Roman Thermae at Hammat Gader: Preliminary Report of Three Seasons of Excavations." *Israel Exploration Journal* 31, 197-219; Sowers, 2020, pp.7-8, 22-32.
- 68) Sowers, 2020.
- 69) 本稿では触れることができなかったが、エウドキアと同時代にアレクサンドリアで同じく哲学者テオンの娘として生まれ、高い教養と新プラトン哲学、天文学、数学で名声を博し、キリスト教徒を含む多数の弟子を育てた。しかし、その名声に脅威を覚えた総主教キュロス配下の暴徒に惨殺される。拙稿「よみがえるヒュパティアーある「異」教女性聖人の実像をめぐって」『奈良史学』第30号、2013年163-1, 94頁。

史料

史料1 : Plinius, Ep. 7. 24. 3-5.

Vixit in contubernio aviae delicatae severissime, et tamen obsequentissime. Habebat illa pantomimos fovebatque effusius quam principi feminae convenit. Hos Quadratus non in theatro, non domi spectabat, nec illa exigebat. Audivi ipsam cum mihi commendaret nepotis sui studia, solere se, ut feminam in illo otio sextus, laxare animum lusu calculorum, solere spectare pantomimos suos, sed cum factura esset alterutrum, semper se nepoti suo praecepisse abiret studeretque.

史料2 : CIL., 10, 5183=ILS5628. (Hemelrijk, 2015, p.110).

Ummidia C(ai) filia)/Quadratilla/ ampitheatrum et/ templum Casinatibus/sua pecunia fecit.

史料3 : AE 1946, 174=AE 1992, 244. (Hemelrijk, 2015, p.110).

Ummidia C(ai) filia)/Quadratilla theatrum / [impensis? patri]s sui [exornatum? vetus]tate/ [collapsum Cassiatibus] sua pecunia) [res]tituit et ob dedicationem / [decurionibus et populo] et [m]ulier[ibus epulum] dedit.

史料4 : CLE, 1125. (Hemelrijk, 2015, p.60).

Sum libertinis ego nata parentibus ambis / pauperibus censu, moribus ingenius./ Sed m[ator]nali nutria [pe]r omnia cura / [artibus et cun]ctis sum.

史料5 : CIL 2, 1956=ILS 5512. (Hemelrijk, 2015, p.159).

Iunia D(ecimi) filia) Rustica sacerdos / perpetua et prima in municipio Cartimitan[o] / porticus public[as]

vetustate corruptas refecit solum / balinei dedit vectigalia publica vindicavit signum / aereum Martis in foro posuit porticus ad balineum / solo suo cum piscina et signo Cupidinis epulo dato / et spectaculis editis d(e) p(ecunia) sua d(edit) d(edicavit) statuas sibi et C(aio) Fabio/Juniano f(ilio) suo ab ordine Cartimitanorum decretas / remissa impensa item statuam C(aio) Fabio Fabiano viro suo / d(e) p(ecunia) s(ua) f(actas) d(edit).

史料 6 : CIL 11, 2702 = ILS 7217. (Hemelrijk, 2015, p.234).

q(uin)q(uennales) verba fecer(unt) / quanto amore quantaque adfectione Laberius Gallus p(rimi)p(ilaris) v(ir) e(gregius) erga / coll(eg)ium n(ostrium) agere instituerit beneficia eius iam dudum in nos / conlata confirmant et ideo Anchariam Lupercam uxorem / eius filiam Anchari quondam Celeris b(onae) m(emoriae) v(iri) cuius proles et/ prosapia omnibus honoribus patriae n(ostreae) sincera fide func(ta) est in honorem eorum et pro morum eius castitatae / et iam priscae consuetudinis sanctitatae patronam/ collegi(i) n(ostri) cooptemus statuam etiam ei aeream iuxta eun/dem Laberium Gallum maritum suum in schola collegi(i) n(ostri) / ponamus q(uid) d(e) e(a) r(e) f(ieri) p(laceret) u(niversi) i(ta) c(ensuerunt) recte et merito retulisse / q(uin) q(uennales) n(ostros) ut Anchariam Lupercam honestam matronam sanc(t)a(e) indolis et disciplinae caerimoni(i)s etiam praedit<am=IS> feminam / in honorem Laberi Galli p(rimi)p(ilaris) e(gregii) v(iri) mariti eius patroni collegi(i) / n(ostri) et in memoriam Anchari quondam Celeris patris eius / dignissimam patronam cooptemus statuamque ei aeream / in schola collegi(i) n(ostri) iuxta eundem Laberium Gallum maritum / suum ponamus ut eius erga|a| nos pietas et nostra erga eam vo(luntas) publica etiam visione|m| conspiciatur tabulam quo/que patrocinalem in domo eius adfigi.

史料 7 : Nummia Varia: CIL 9, 3429. (Hemelrijk, 2015, p.238).

Universi verva facerunt Nummiam Variam c(larissimam) f(eminam) sacerdotem Veneris Felicis, ea adfecti/ one adque prono animo circa nos agere coepisse pro instituto/ benevolentiae suae, sicut et parentes eius semper egerunt, ut / merito debeat ex consensu universorum patrona praefecturae / nostrae fieri, quo magis magisque hoc honore, qui est apud nos potissi/mus, tantae claritati eius oblato dignatione benignitatis eius glori/osi et in omnibus tuti ac defensi esse possimus q(uid) d(e) e(a) r(e) f(ieri) p(lacent) d(e) e(a) r(e) i(ta) c(ensuerunt)/ placere universis conscriptis Nummiae Variae, c(larissimae) f(eminae) sacerdoti Veneris / Felicis, pro splendore dignitatis suae patrocinium praefecturae nos/trae deferri petique ab eius claritate et eximia benignitate, ut hunc / honorem sibi a nobis oblatum libenti et prono animo suscipere / et singulos universosque nos remque publicam nostram in cl/ientelam domus suae recipere dignetur et in quibuscumque / ratio exegerit, intercedente auctoritate dignitatis suae, tutos de/fensosque praestet tablamquae aeneam huius decreti n(ostri) verba conti/nentem offerri ei per Avidiacum Restitutum et Blaesium Natalem q(uin)q(uennales) / item Numisenum Crescentem et Fl(avium) Priscum primores ord(inis) n(ostri) viros censuer(unt).

Abstract

This article will show the newly investigated public agencies of Roman women, based on the totally comprehensive study by Emily Hemelrijk (2015). Roman women have long been considered to be suppressed under the strong patriarchy. According to Roman law, they had no authority over the others. A woman should firstly obey to her father, then to her husband.

On the contrary, some wealthy women were blamed for their extravagant life style. However, recent studies show the quite different images about Roman women. According to the investigations of the huge amount of the inscriptions, we now notice the extent of women's involvement in public life. They built many shrines, ampitheatres, and baths, and endowed much money to their collegiae or their cities. They were priestesses, social benefactresses, patronesses, and sometimes the 'mothers' of collegiae or cities. Certainly, they had the down-to-earth footsteps in their local societies.

Key word : Gender The Roman World Public agency Priestesses Patronesses